

# 水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策：世界の水銀対策をリード

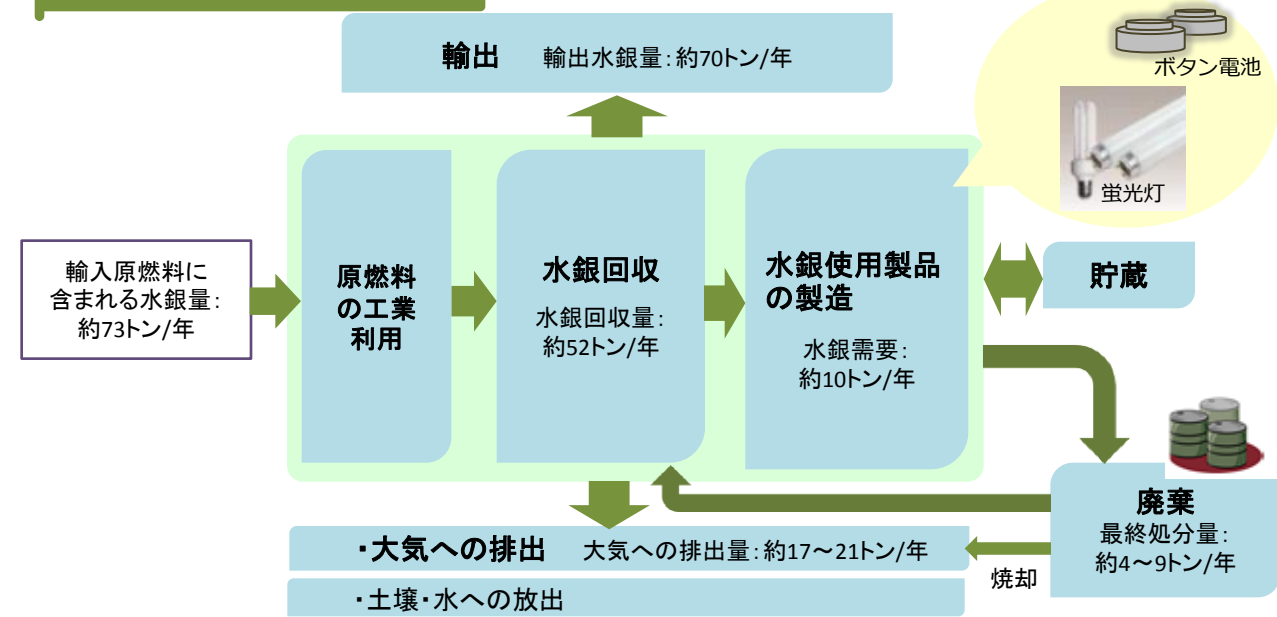
## 背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議(於:熊本市、水俣市)において、水銀に関する水俣条約の採択(2013年10月)

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策をリードすることが必要  
(条約発効要件:50ヶ国の締結の日後90日目)

## 我が国における水銀フロー



## 対策の概要

水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定(条約第20条 実施計画)

※水銀等:水銀又は水銀化合物

○水銀のライフサイクル全般にわたる包括的な対策を網羅

・下記の取組 ・その他水俣条約に努力義務として規定されている事項 (例 能力形成・技術援助(条約第14条)、研究・開発・モニタリング(条約第19条)等)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(新法)①

### 水銀採掘、水銀等の使用禁止

水銀鉱の掘採の禁止 新法②  
(条約第3条3 水銀の一次採掘)

特定の製造工程における水銀等の使用の禁止 新法③  
(条約第5条 水銀等を使用する製造工程)

水銀等を使用する方法による金の採取の禁止 新法④  
(条約第7条 零細・小規模金採掘)

日本では実態なし

汚染された場所の特定・評価・危険減少措置(条約第12条 汚染された場所)  
・土壌汚染対策法・水質汚濁防止法により担保済み

### 輸出入の規制

(条約第3条6・8,条約第4条 水銀・水銀添加製品の輸出入)

○外国為替及び外国貿易法政令改正

- ・特定の水銀の輸入規制
- ・特定の水銀等の輸出の原則禁止
  - ▷条約上許可されない用途・金採掘目的の輸出禁止
  - ▷輸出の厳格な事前審査・事後報告
- ・特定の水銀使用製品の輸出入の原則禁止

### 水銀使用製品の製造規制等(条約第4条 水銀添加製品)

- ・特定の水銀使用製品の製造の原則禁止 新法⑤
- ・新用途水銀使用製品の製造・販売の抑制
- (参考)水銀使用製品の適正な分別回収のための責務

### 水銀等の貯蔵(条約第10条 暫定的保管)

- ・水銀等の貯蔵の指針の策定 新法⑥
- ・貯蔵の状況に係る定期報告

### 大気への排出の規制(条約第8条 大気への排出)

大気汚染防止法改正案

- ・一定の水銀排出施設に係る届出制度の創設
- ・届出対象の水銀排出施設の水銀濃度の排出基準の遵守義務付け
- ・届出対象外であっても排出量が相当程度である施設の排出抑制の自主的取組

### 土壌・水への放出の規制(条約第9条 土壌・水への放出)

- ・水質汚濁防止法により担保済み

### 廃棄物の管理(条約第11条 水銀廃棄物)

- 廃棄物処理法上の廃棄物:廃棄物処理法政省令改正
- ・廃金属水銀等の処理基準の策定等

○水銀等を含有する再生資源(廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないもの) 新法⑦

- ※非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジ等
- ・水銀含有再生資源の管理の指針の策定
- ・管理の状況に係る定期報告